

令和4年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回千葉県最低賃金専門部会
議事録

令和4年8月3日
14:25 ~ 15:45
千葉労働局1階会議室

令和4年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回千葉県最低賃金専門部会

1 日時 令和4年8月3日(水) 14:25 ~ 15:45

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、中原委員

労働者側委員

中島委員、野田委員、岡田委員

使用者側委員

高橋委員、黒岩委員、池田委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 配付資料

なし

6 議事内容

部会長

ただ今から、第2回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。本専門部会は、運営規程第6条ただし書の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開といたします。なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し、公開することといたしますのでよろしくお願いいたします

事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

賃金室長補佐

本日は、公労使全ての委員に御出席いただいておりますので、本専門部会は有効に成立していることを御報告いたします。

部会長

それでは審議に入ります。

本日は、資料配布はありませんが、これまでの配布資料や事務局の説明に関して、何か御質問はありますか。

一同「特になし」の声

部会長

よろしいですか。

それでは、別室で協議するにあたり、この場で発言されることがありましたらお願いします。

一同「特になし」の声

部会長

それでは、事務局は、別室に案内してください。

部会長

それでは、再開させていただきます。

本日は2回目ということで、昨日の考え方からすると、使用者側は14円、労働者側は39円ということでしたが、論議いただいて、なるべくその差を埋めていただきたいということでお願いをいたしました。

労働者側からは、39円ということに本来は変わりはないのだけれども、どうするかというところで、中小企業の事業も好調ではないことは理解するのだけれども、賃上げは必要である、広がっている。賃上げをしないと人材も採用出来ないのではないかとということを主張されました。そのうえで、今現在、同じAランクで隣県の埼玉県と千葉県の違いが3円あるということで、目安額31円にプラス3円の34円までは降りるとのことでした。

一方、使用者側は、今春の賃上げが1.4%であったことからすれば14円なのだが、第4表には2%という数字もあり20円になる。さらに、昨年の流れをみると3%という数字も意識せざるを得ず、そうなると20円台後半、28円もあり得るのではないかと。ただ、昨年からまだコロナ禍が引き続いており、これ以上というのは合理的な説明が難しいとのことでした。やはり、最低賃金の3原則である生計費・賃金・支払能力という点で、企業の支払能力も厳しいという認識でした。

今日は第2回目ということで、だいぶ、労働者側、使用者側共に歩み寄っていただいたというように私は思っておりますけれども、やはり、額が縮まればその分だけ壁もまたあるというように思いました。再度の日程調整もしていただきましたが、労働者側、使用者側ともに8月12日は避けようという意識をお持ちだと思いますので、8月5日までの決着に向けて、明日も審議させていただきたいと思っております。本日の審議はこれで終了として、第3回専門部会は、明日8月4日午後1時30分から、場所は本日と同じく千葉労働局1階会議室で開催いたします。今日はだいぶ進みましたが、明日も良い話し合いになればと思っておりますので、御協力の程、よろしく願いいたします。

それでは閉会といたします。ありがとうございました。